

前 金	部分払い
有 無	0 回

平成29年度下施排第1号

江戸橋第二排水機場排水設備築造工事

津市下水道局  
下水道施設課

平成 29 年度 下施排 第1号	工 事 設 計 書		局 長			
		局 次 長				
工 事 名		江戸橋第二排水機場排水設備築造工事		課 長		
				検 算 者		
施工 場 所	津市 江戸橋一丁目 地内		調整・担当 主 幹			
設 計 金 額	¥ (内消費税等相当額)		担当主幹			
		円)		担当副主幹		
工 期	平成30年3月9日限り		主 技 査 師			
工 事 の 大 要			設 計 者			
排水設備工事 一式  水中ポンプ 口径300mm 出力15kw 2台						

# 位 置 図

平成29年度下施排第1号  
江戸橋第二排水機場  
排水設備築造工事



## 內訣表

津市設計書用紙

## 機械設備内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
機械設備工(工事価格)				1	式	_____	_____	
	機器費			1	式	_____		機械設備明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	_____	_____	
			輸送費	1	式	_____		
			材料費	1	式	_____		機械設備明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	_____		機械設備明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	_____		機械設備明細表第4号のとおり
			直接経費	1	式	_____		機械設備明細表第5号のとおり
			仮設費	1	式	_____		
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	_____	_____	
			共通仮設費	1	式	_____		機械設備明細表第6号のとおり
			現場管理費	1	式	_____		
			据付間接費	1	式	_____		
		計 (間接工事費)						
		計 (据付工事原価)						

津市設計書用紙

## 機械設備內訳表

津市設計書用紙

## 機械設備明細表

第 1 号

津市設計書用紙

## 機械設備明細表

第 2 号

津市設計書用紙

# 機械設備明細表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形狀寸法	數量	単 価	金 額	摘要
労務費				1	式	—	—
	一般労務費			1	式	—	—
	普通作業員				人		
	設備機械工				人		
	配管工				人		
	小計 (一般労務費)						
	機械設備据付労務費			1	式	—	—
	機械設備据付工				人		
	小計 (機械設備据付労務費)						
	計 (労務費)						

津市設計書用紙

## 機械設備明細表

第 4 号

種 別	細 別	材 料	形 状 尺 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘要
複合工費				1	式	—	—	
	コンクリート工			2.67	m <sup>3</sup>			
	鉄筋工	D13		131	kg			
	型枠工			12.9	m <sup>2</sup>			
	モルタル仕上げ工			6.01	m <sup>2</sup>			施工内訳書第1号のとおり
	モルタル充填工			0.07	m <sup>2</sup>			施工内訳書第2号のとおり
	はつり工			0.05	m <sup>3</sup>			
	碎石基礎			0.36	m <sup>2</sup>			
	掘削工			4.80	m <sup>3</sup>			
	埋戻工			0.35	m <sup>3</sup>			
	舗装工			3.10	m <sup>2</sup>			
	計 (複合工費)							

津市設計書用紙

## 機械設備明細表

第 5 号

津市設計書用紙

## 機械設備明細表

第 6 号

津市設計書用紙

## 電気設備内訳表

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
電気設備工(工事価格)				1	式	_____	_____	
	機器費			1	式	_____		電気設備明細表第1号のとおり
		直接工事費		1	式	_____	_____	
			輸送費	1	式	_____		
			材料費	1	式	_____		電気設備明細表第2号のとおり
			労務費	1	式	_____		電気設備明細表第3号のとおり
			複合工費	1	式	_____		電気設備明細表第4号のとおり
			直接経費 (機械経費)	1	式	_____		
			仮設費	1	式	_____		
		計 (直接工事費)						
		間接工事費		1	式	_____	_____	
			共通仮設費	1	式	_____		電気設備明細表第5号のとおり
			現場管理費	1	式	_____		
			据付 (技術者) 間接費	1	式	_____		
			据付 (機器) 間接費	1	式	_____		
		計 (間接工事費)						

津市設計書用紙

# 電氣設備內訳表

津市設計書用紙

## 電氣設備明細表

第 1 号

津市設計書用紙

# 電気設備明細表

第 2 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
材料費				1	式	—	—	
	電線類	EM-CE 600V 38sp-3c		21.8	m			
	電線類	EM-CE 600V 14sp-3c		10.1	m			
	電線類	EM-CE 600V 5.5sp-2c		27.0	m			
	電線類	EM-CEE 1.25sp-4c		20.2	m			
	電線類	EM-IE 14sp		7.26	m			
	電線類	EM-IE 5.5sp		26.4	m			
	電線類 付属材料	(絶縁キャップ・マークバンド・ケーブル記号札等を含む)		1	式	—		
	電線管	FEP	50mm	12.5	m			
	電線管	FEP	30mm	16.6	m			
	電線管	G	54mm	5.06	m			
	電線管	G	28mm	6.05	m			
	電線管	G	22mm	9.90	m			
	電線管	HIVE	42mm	4.95	m			
	電線管	HIVE	28mm	4.40	m			
	電線管 付属材料	(接合材・端末器具・塗装・可とう電線管・支持材料などを含む)		1	式	—		

津市設計書用紙

## 電気設備明細表

第 2-2 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
	異種管接合材料	FEP50		2	組			
	異種管接合材料	FEP30		1	組			
	プルボックス	完全防水 SUS製	300×300 ×300	1	個			
	プルボックス	完全防水 SUS製	200×200 ×150	1	個			
	接地極埋設標示板	電柱用バンド付 国土交通省型 SUS製		1	枚			
	フロートスイッチ	2個付		1	組			
	ケーブル埋設シート			12.9	m			
	防波管	VU	φ 250	2.00	m			
	補助材料費			1	式	—		
計 (材料費)								

津市設計書用紙

# 電氣設備明細表

第 3 号

種 別	細 別	材 料	形狀寸法	數量	単 位	単 価	金 額	摘要
労務費				1	式	_____	_____	
	一般労務費			1	式	_____	_____	
	電工				人			
	小計 (一般労務費)							
	技術労務費			1	式	_____	_____	
	技術者	据付工			人			
	技術者	試験調整工			人			
	小計 (技術労務費)							
	計 (労務費)							

津市設計書用紙

## 電気設備明細表

第 4 号

種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘要
複合工費				1	式	—	—	
	屋外照明設置工 (機器及び材料含む)			2	組			
	コンクリート柱設置工 (装柱材含む)			1	本			
	コンクリート工			0.12	m <sup>3</sup>			
	モルタル仕上げ工			1.64	m <sup>2</sup>			施工内訳書第1号のとおり
	型枠工			0.40	m <sup>2</sup>			
	掘削工			1.91	m <sup>3</sup>			
	埋戻工			1.85	m <sup>3</sup>			
	計 (複合工費)							

津市設計書用紙

## 電氣設備明細表

第 5 号

津市設計書用紙

## 施工內訛書

第 1 号

津市設計書用紙

## 施工內訛書

第 2 号

津市設計書用紙

平成29年度下施排第1号

江戸橋第二排水機場排水設備築造工事

津市下水道局  
下水道施設課

## 第 1 章 一般共通事項

### 1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

### 2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
- (7) 建築基準法
- (8) 計量法
- (9) 騒音規制法
- (10) 日本工業規格（JIS）
- (11) 日本電線工業会規格（JCS）
- (12) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (13) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (14) 日本電機工業会標準（JEM）
- (15) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（日本下水道事業団）
- (16) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (17) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (18) 排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- (19) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団（JS）発刊基準類

上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

### 3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

#### 4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート碎りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

##### (1)騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

##### (2)地下水のかん養（雨水浸透等）

##### (3)建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）

##### (4)廃棄物の適切な処分

##### (5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

#### 5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

#### 6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

#### 7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

#### 8 既設营造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

#### 9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

#### 10 試験及び検査

##### (1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- (2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

## 11 機器製作及び現場施工の記録写真

### (1) 写真的分類

- ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）
- イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）
- ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- エ 安全管理写真
- オ 材料検収写真
- カ 品質管理写真
- キ 出来形管理写真

### (2) 写真的色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

### (3) 写真的撮影基準

- ア 写真的撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。
- イ 不可視部分の写真整理  
不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

## 12 施工管理

- (1) 請負金額500万円以上の工事等を受注または変更した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「C O R I N Sへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

## 13 竣工

### (1)施設等の受け渡し（引き渡し）

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。

### (2)技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。

### (3)保証

ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。

イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。

ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。

エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

## 14 疑義

(1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。

(2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

## 15 その他

(1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。

(2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。

(3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

(4)官公庁等への申請手続きにおいては、全て受注者がおこなうものとし、費用については全て受注者の負担とする。

## 第2章 工事施工

### 1 工事概要

本工事は、江戸橋第二排水機場に排水設備を新規製作及び設置するものである。

#### 第1節 機械設備仕様

##### 1 雨水ポンプ

###### (1) 仕 様

形 式	脱着式渦巻形水中モータポンプ
口 径	φ 300mm
吐 出 量	0.15m <sup>3</sup> /秒 (9m <sup>3</sup> /分)
全 揚 程	5.5m
ポンプ効率	70%以上
電動機出力	15kW
周 波 数	60Hz
電 壓	220V
始動方式	スター・デルタ
水中ケーブル長	5.0m
吸込管	有り
数 量	2台

###### (2) 特記事項

ポンプ吐出管レベル	▽+2.250
ポンプ井最高水位	H. H. W. L ▽+0.665
2台目ポンプ作動水位	H. W. L2 ▽+0.650
1台目ポンプ作動水位	H. W. L1 ▽+0.500
ポンプ停止水位	L. W. L ▽+0.350
運転可能最低水位	L. L. W. L ▽-0.800

###### (3) 使用材料

ケーシング	FC250以上
羽根車	13Crステンレス鉄鋼又は18Cr-8Ni鉄鋼
主 軸	13Crステンレス鋼
着脱ベント	FC250以上
吊上チェーン	SUS304
ガイドホルダー	SUS304
ガイドパイプ	SUS304
吸込ノズル	SUS304
同上固定金具	SUS304

(4) 構造概要及び製作条件

機器の定格・性能を規定する標準的な仕様、使用条件等は、「機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）」及び「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）」に準拠すること。

(5) 標準付属品及びその他付属品

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

(6) 試験、検査

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）及びJIS等に準拠すること。

(7) 塗装

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

(8) 据付

機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

(9) その他事項

水撃対策については、実際（推定）のポンプ運転点における水撃計算を行い装置の製作にあたるものとする。また、ポンプ吸込部には吸込ノズルを取付け、ポンプ井の雨水がほとんどなくなる水位までポンプを運転できるものとする。

## 2 雨水ポンプ吊上装置

(1) 仕 様

型 式	ギャードトロリ付手動チェーンブロック
定格荷重	1.0ton
揚 程	5.0m
操作チェン長さ	3.0m
使用 I ビーム寸法	I - 250×125×7.5×12.5
台 数	2台

(2) 使用材料

ロードチェーン	耐食特殊処理チェーン
手 鎖	SUS304

(3) 構造概要及び製作条件

機器の定格・性能を規定する標準的な仕様、使用条件等は、「機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）」及び「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）」に準拠すること。

(4) 標準付属品及びその他付属品

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

(5) 試験、検査

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）及びJIS等に準拠すること。

(6) 塗装

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

## (7) 据付

据付に当たっては、本工事で施工した歩行レール（排水ポンプ吊上装置用架台）に、製品添付の取扱説明書などに記載された取付け説明に従い、安全かつ堅固に取付ける。

## 3 雨水ポンプ吊上装置用架台

### (1) 仕 様

形 式 鋼製架台（防雨カバー付き）  
使用 I ビーム寸法 I - 250×125×7.5×12.5

### (2) 使用材料

架 台 SUS304  
防雨カバー SUS304  
ボルト・ナット類 SUS304 以上

### (3) 構造概要及び製作条件

機器の定格・性能を規定する標準的な仕様、使用条件等は、「機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）」及び「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）」に準拠すること。

### (4) 標準付属品及びその他付属品

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

### (5) 試験、検査

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）及びJIS等に準拠すること。

### (6) 塗装

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

### (7) 据付

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

## 4 スクリーン

### (1) 仕 様

型 式 バースクリーン  
池 寸 法 水路巾 1,400mm×深さ 1,300mm  
目 巾 30mm  
取付角度 75°  
数 量 1面

### (2) 使用材料

スクリーン SUS304  
その他接水要部（スペーサ） SUS304、Sch40以上  
ボルト・ナット類 SUS304

### (3) 構造概要及び製作条件

機器の定格・性能を規定する標準的な仕様、使用条件等は、「機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）」及び「揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設技術協会）」に準拠すること。

### (4) 標準付属品及びその他付属品

ア とび口及び熊手 (SUS304 以上)	各 1 組
イ 運搬用台車	1 台
ウ 樹脂製コンテナ	1 個
エ アンカーボルト (SUS304)	一式

### (5) 試験、検査

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）及びJIS等に準拠すること。

### (6) 塗装

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

### (7) 据付

機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

## 5 材料仕様

### (1) 吐出配管

口 径	φ 300 mm
フランジ規格	JIS10K
材 質	SPGW 以上
施工範囲	ポンプ吐出フランジ面より志登茂川の吐出部まで

### (2) 仕切弁

形 式	ボールバルブ
口 径	φ 300 mm
フランジ規格	JIS10K
材 質	FC/SUS
数 量	2 個

### (3) 可とう伸縮継手

形 式	ゴム製防振継手
口 径	φ 300 mm
フランジ規格	JIS10K
材 質	補強材を挿入した合成ゴム
数 量	6 個

### (4) 構造概要

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

### (5) 付属品

フランジ	一式
パッキン類	一式
ボルト・ナット	一式

(6) 試験、検査

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）及びJIS等に準拠すること。

(7) 塗装

機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

(8) 据付及び複合工

据付にあたっては、設計図を参照し、堤防の天端箱抜部に据付け、コンクリート360°巻き立てとすること。また、舗装等については、承諾を得たのちに施工すること。

なお、その他据付については、機械設備標準仕様書（日本下水道事業団）に準拠すること。

(9) その他事項

発生土の処分については、自由処分とすること。

## 第2節 電気設備仕様

### 1 引込開閉器盤

形 式	屋外電柱取付形 (SUS 製)	
概略寸法	W300×D200×H800 (程度)	
板 厚	t=1.5 mm	
塗 装	メラミン焼付塗装または粉体塗装	
数 量	1面	
盤面取付器具	銘板類	一式
	その他必要なもの	一式
盤内収納機器	配線用遮断器 (内1個は取付スペース確保のみ)	2個
	電力量計 (電力会社支給) 取付スペース	2個
	内部配線及び端子台	一式
	その他必要なもの	一式
付 属 品	取付金具	一式
	その他必要なもの	一式

### 2 雨水ポンプ制御盤

形 式	屋外自立閉鎖形 (SUS 製)	
概略寸法	W1600×D600×H1200 (程度)	
板 厚	t=2.0 mm	
塗 装	メラミン焼付塗装または粉体塗装	
運転方法	並列交互運転	
始動方式	スター・デルタ始動 (200V×15KW×2台)	
盤面取付器具	銘板類	一式
	デジタルマルチメータ (A, V, WH)	一式
	指示計	一式
	集合表示灯	一式
	状態表示灯	一式

	切替スイッチ	一式
	操作スイッチ	一式
	押釦スイッチ	一式
	その他必要なもの	一式
盤内収納機器	配線用遮断器	一式
	変換器	一式
	直流リアクトル	一式
	低圧進相コンデンサ	一式
	メカニカルインターロック（買電-自家発切換用）	一式
	補助継電器類	一式
	計装変換器類取付スペース	一式
	伝送装置取付スペース	一式
	ルーター取付スペース	一式
	ONU 取付スペース	一式
	盤内照明	一式
	内部配線及び端子台（※詳細別途）	一式
	非常通報装置（※詳細別途）	1 台
	その他必要なもの	一式
付 属 品	盤取付架台（SUS 製）	一式
	点検用架台（SUS 製）	一式
予 備 品	ランプ（LED）	各種 1 個
	ヒューズ	各種実装数の 100%
	継電器、グロー類	実装数の 10%
そ の 他	盤内設置機器の動作補償温度を確認し、対策をすること。 可搬式自家発電装置との配線接続用の開口（扉付）を設けること。	

### 3 非常用通報装置

形 式	盤内組込型（個別局）
電 源	AC100V
使用回線	FOMA 回線（有線）
通報点数	デジタル 12 点、アナログ 4 点以上 (16 点毎に 32 点まで拡張可能)
通 報 先	音声通報 16 宛先以上
停 電	待機 1 時間以上で 3 回の通報動作が行なえること
動作環境	温度：-10°C～60°C 湿度：20%～80%
その他の機能	履歴蓄積、日・月報告、アナログデータ保存できること クラウド監視に対応すること 運転記録（ポンプ別運転開始・停止時分） 運転記録（ポンプ別累積運転時間・運転回数） 故障履歴（故障内容・発生時分）

	日毎ポンプ運転記録及び月集	
付 属 品	モジュール内蔵ルータ	一式
	専用ケーブル	一式
	SD カード (2G)	一式
	その他必要なもの	一式
そ の 他	排水ポンプ制御盤内に取付けるものとする。	

#### 4 水位計

形 式	投込式水位計 (圧力式)	
出力信号	DC4~20mA	
精 度	$\pm 0.5\%$ FS	
測定対象	ポンプ井の水位	
材 質	受圧部	SUS316
	設液部	SUS304
出 力	通報装置への水位データ (0.01m単位) 運転制御用接点 4 点 (LWL、LLWL、HWL、HHWL) 以上 表 示 デジタル (最小表示 0.01m、制御盤内に表示)	
設置場所	センサ：ポンプ井内 コントローラ：制御盤内	
付 属 品	専用ケーブル (20m) ステンレスチェーン 変換器 (盤内取付)	
その他機器	アイソレータ 指示計 警報設定器 その他必要なもの	一式 一式 一式 一式
そ の 他	防波管を取付けるものとする。	

#### 5 水位レベル計

形 式	浮子転倒式レベルスイッチ	
電 源	AC100V	
接点構造	リードスイッチ	
接 点	A 接点 (上向 ON、下向 OFF)	
精 度	$\pm 1.0\%$ FS	
材 質	発信器	SUS304 又はアルミニウム合金
	フロート	硬質塩ビ
	ワイヤー	SUS304 (PFA、FEP 又は PTFE/FRP 等のコーティング)
	設液部	塩ビ
数 量	1 組 (2 個付)	
付 属 品	専用ケーブル (10m)	

## 6 屋外照明

形 式 :	LED 投光器 (屋外用)
	防塵・防水対応
	電源ユニット内蔵型
電 源 :	AC100V
付 属 品 :	電源ケーブル 一式
	台座付アーム (上下左右可動) 一式
	手元スイッチ 一式
	その他必要なもの 一式

## 7 材料仕様

### (1) 電線及びケーブル

配線工事に使用する電線及びケーブルは、各回路の電流及び機械的強度を考慮し、サイズを決定すること。また、これらの最小の太さ（専用ケーブル以外）は 2sp (1.6mm) 以上とする。

### (2) 電線管

電線管の地中埋設部は、難燃性波付硬質ポリエチレン管を使用し、露出部は耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管を使用する。また、地中埋設部の波付硬質ポリエチレン管への接続は異種管継手を使用するものとする。

ポンプ井から制御盤への電気配管は、施工時において、湿気、臭気等の混入を防ぐため、ブルボックス (SUS 製) 等を設けて電線管路の縁を切り、通気孔を設けること。

### (3) 接地工事

D種接地工事 (ED) の極は、直径 14mm 以上で長さ 1,500mm 以上の 2 連結式の接地棒を使用し、1箇所につき 3 本の接地棒を施工すること。また接地抵抗値が規定値にならない場合は適宜、補助棒を追加すること。また、接地標示は全ての接地工事の施工内容を記入するものとする。

### (4) その他事項

発生土の処分については、自由処分とすること。

## 7 運転方案

### (1) 水位による自動運転

ポンプ井内の水位が運転開始水位 (H.W.L.) になると、ポンプ 1 台が自動始動し送水する。

その後、水位が停止水位 (L.W.L.) まで低下すると自動停止する。

### (2) ポンプの運転方法

運転方法は並列交互運転とする。

1 号または 2 号を交互に先発運転 (H.W.L.1) し、水位がさらに上昇 (H.W.L.2) すると 2 台目が運転し常用 2 台のポンプが並列運転する。

### (3) 自動飛越運転回路

運転中にポンプが故障した場合は、待機中のポンプが運転を開始し、故障ポンプが復旧するまで 1 台のポンプで運転を継続する。

### (4) 異常警報

異常発生時に非常通報装置にて通報する。

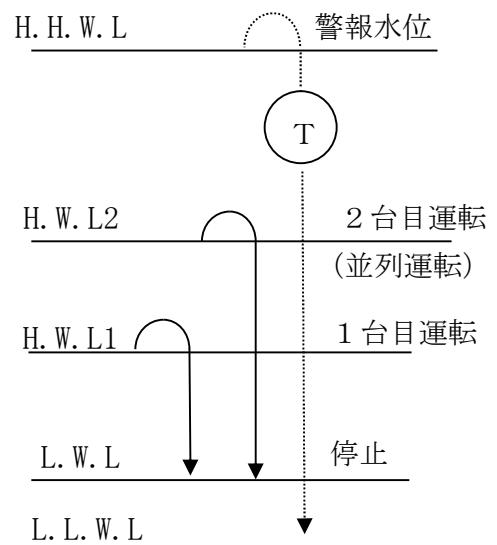
警報項目 (例) : 1 号ポンプ故障

2 号ポンプ故障

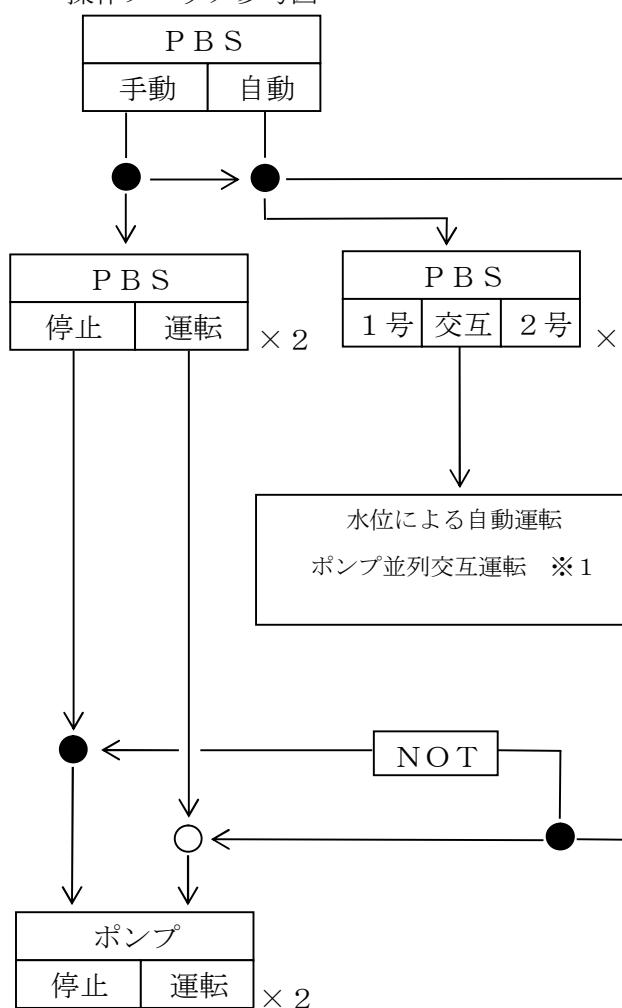
異常高水位

停電

### 水位による自動運転



操作ブロック参考図



- ・保護Ry動作中でない  
(E L C B、3 E リレー)
- ・ポンプ浸水でない

### 第3章 特記事項

#### 1 他工事等との協調

施工現場において他の工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

#### 2 作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、本市監督員の承諾を得ること。

#### 3 発生材の処分

工事に伴った発生材等についての処分にあたっては特に留意し、工事施工中はもとより施工完了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

#### 4 産業廃棄物税

本工事には、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期限を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

#### 5 工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

#### 6 完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書（黒表紙金文字製本）は原則として3部作成するものとする。なお、作成にあたっては本市監督員の指示に従うものとする。

#### 7 現場施工の時期

本修繕施工にあたっては、施設としての運転に支障無きよう十分考慮し、既存施設の機能をできるだけ損なわないように留意し施工すること。

#### 8 安全管理

本工事施工にあたっては、近隣住民ならびに通行者等に支障なきよう十分配慮し、作業中は交通誘導員の配置を行い、事期間中の安全確保に十分努めること。

## 第4章 支払いに関する事項

### 【前金の支払い】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

## 第5章 修繕施工監理に関する事項

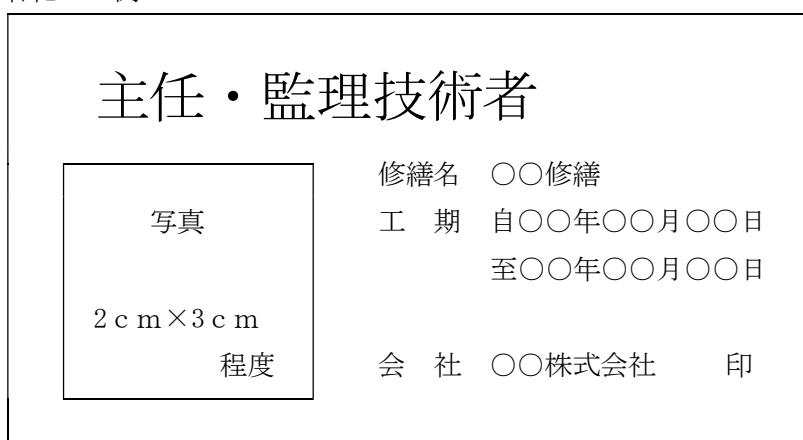
### 【部分下請負通知書】

受注者は、修繕の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者（再下請負業者も含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者も含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

### 【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、修繕名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする

<名札の一例>



注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

### 【施工体制台帳等】

受注者は、修繕を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工場現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出するものとする。

## 第6章 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の義務

- (1)本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2)受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3)受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4)受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し検査上必要な協力をするものとする。この場合において、検査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

### 5 契約等の解除

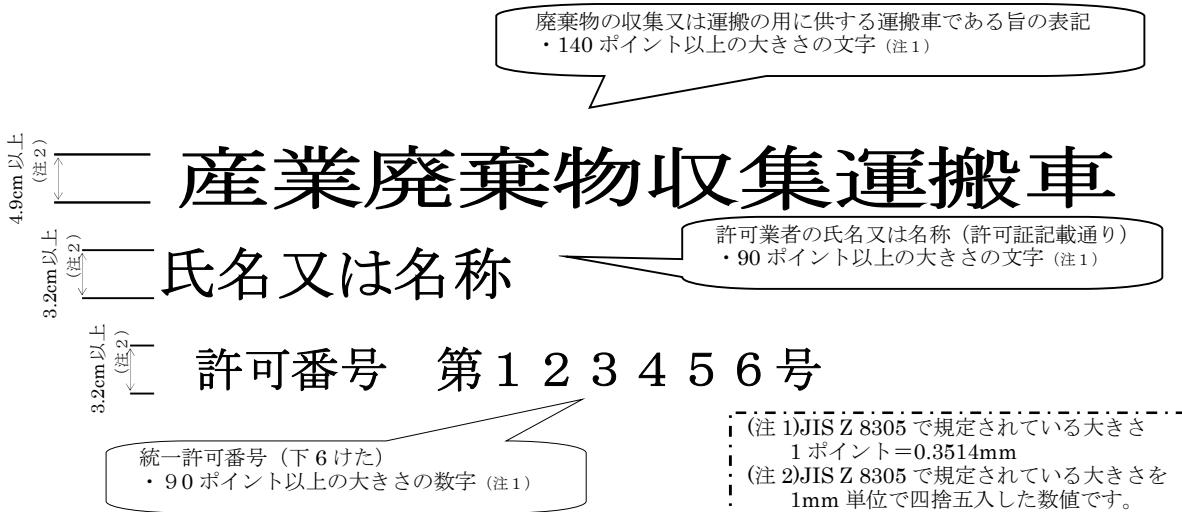
上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 第7章 産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け

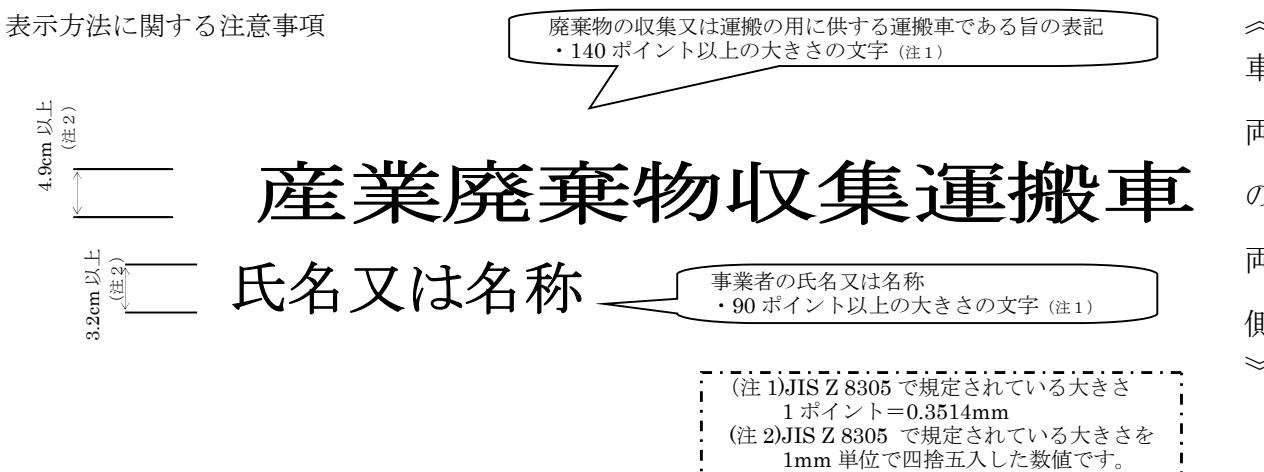
### [産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

#### 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



#### 排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例



#### 表示方法に関する注意事項

- 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。